

非継続基準抵触に係る特例掛金拠出の 終了時期について

対象

DB

DC

退職金

その他

内容

法令通知

財政運営

会計基準

その他

ポイント

- 今般、非継続基準抵触に係る特例掛金を確定給付企業年金法施行規則第58条第2項の方法（翌々事業年度の掛金の額に追加して拠出する方法）で計算することを規約に定めている場合であって、その後の運用環境の好転等により追加拠出の前年度末財政決算において非継続基準の積立比率が1.0以上となった場合には、当該財政決算終了後速やかに規約変更を行い、特例掛金の拠出を停止しても良いことが確認されました（その年度の拠出を停止しないことも可能）。
- 特例掛金の計算が回復計画方式の場合も同様です。

イメージ図（3月決算の場合）

| 年月 | | |
|--------------------|-----------|---------------------------|
| (X-1)年3月 (財政決算) | 非継続基準抵触 | |
| ... | | |
| X年3月 (財政決算) | | 財政決算 (非継続基準の積立比率1.0以上) |
| X年4月 | 特例掛金の拠出開始 | |
| ... | | |
| (X年7月) | | (決算報告書の届出) |
| (X年8月) | X | X年8月分以降の特例掛金を停止 |

以上

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したのですが、その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。